

歴史を読み解く : さまざまな史料と視角

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授 : 日本史

<https://hdl.handle.net/2324/17117>

出版情報 : 歴史を読み解く : さまざまな史料と視角, 2003-11. 青史出版
バージョン :
権利関係 :

9 殉死者たちの墓碑から——虚実はあざなえる縄——

森鷗外の小説のなかに「歴史其俛」とよばれる一群の作品がある。その代表とされるのが『阿部一族』（大正二年（一九一三））である。

寛永十八年（一六四二）肥後熊本藩主細川忠利の死に際し、阿部弥一右衛門は殉死を願い出るが許されない。生き延びた彼に対して家中より起きる卑怯ものとの声。堪えかねて弥一右衛門は独断で切腹する。このことを発端として残された阿部一族が中傷され、遂には武力抵抗を試み、滅亡に追いやられる。

この作品のもとになった史料が『阿部茶事談』（明和二（一七六五）年以前の成立）である。鷗外は文学者であるから小説には当然に創作部分が含まれている。しかしその部分は極々わずかで、『阿部一族』と『阿部茶事談』を読み比べてみれば両者はほとんど一致する。「歴史其俛」というよりは「史料其俛」に近い。鷗外自身この作品を、「歴史其俛」として位置づけていた。史料に反せず、かつ史料にない部分のみを推察でつなげていく方法は、歴史学の方法そのものといえる。『阿部一族』は歴史学者にも高く評価され、殉死と武士道のあり方を考える場合の好素材となっていた。そのことは各種の歴史学事典の「殉死」の項を読めば明瞭だ。

細川忠利の墓所はJ R熊本駅に近く、妙解寺跡にある。鹿児島本線の車窓からも門やクスの森を見ることができ、いま寺そのものはない。北岡公園と呼ばれ、丘の中腹に忠利夫妻と光尚の、つまり親子三人のおたまや（霊屋）三棟が残されている。その建物を囲むのが殉死者たちの墓碑だ。忠利の霊廟

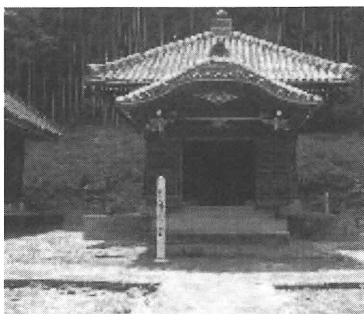


図 36 妙解寺跡の細川家墓所 右は忠利廟

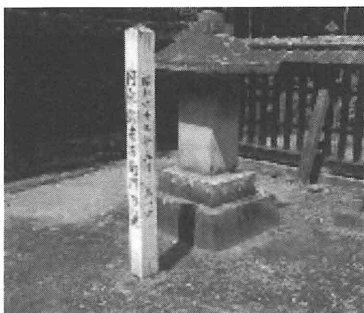
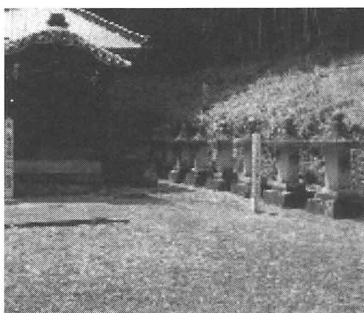


図 38 殉死者の墓

図 37 阿部弥市右衛門の墓

には十九名、光尚の靈廟には十一名の殉死者の墓碑がある。

前者には阿部弥一右衛門の墓もある。殉死者たちの墓はどれも同じ大きさで、特に彼の墓が目立つわけではないが、墓域の隅の多くの人が足を運ぶ位置にあり、よく注目される。私がこの墓碑をみたのは二十年ほど前、文化庁勤務時である。「熊本藩主細川家墓所」として史跡に指定するための事前調査をした。そのとき、ささやかな疑問を感じた記憶がある。ここに墓碑のある十九名の死は藩公認のものではないのか。阿部弥一右衛門も含めて。だが勝手に追腹を切ったとされる人物までが靈廟に

合葬されるのだろうか。そこで『熊本市史』（旧版、昭和七・一九三二年刊）をみた。忠利・殉死者十九名のうちの一人として阿部弥一右衛門の名があがっていた。格別、彼の殉死が不許可であったとは書いてはなかった。以来わたしは弥一右衛門の死については『阿部一族』の記述との整合性に疑念をもつようになった。

しかし実はその段階で既に阿部弥一右衛門の死の虚構性について論究した研究が発表されていた。藤本千鶴子氏の一連の研究がそれで、氏は家譜など、のちの史料（二次史料）に引用された書状（一次史料）をもとに、彼らの殉死を許可する立場にあったのが、死去した旧主（忠利）ではなく新当主（光尚）であったことを明らかにした。さらに旧主から殉死の許可をもらうことは参勤交代のあり方などからいっても不可能であったとした。くわえて弥一右衛門の出自（豊前国宇佐郡山村の惣庄屋山村弥一右衛門）もつきとめて、鷗外の『阿部一族』と史実との乖離を指摘した。鮮やかな論証であり、国文学における史料分析も、歴史学と何ら変わらないことがわかる。

* 歴史上の「阿部一族事件」（『日本文学』二二、一九七三—二二）

『阿部一族』殉死事件の真相と『阿部茶事談』の史料性格（『熊本史学』四四、一九七四）

鷗外『阿部一族』の発想（『近代文学史論』一四、一九七五）

『阿部一族』事件の発掘——阿部弥一右衛門の出自・経歴・殉死——（『文学』四三、一九七五—二二）

阿部一族の反乱と鷗外の『阿部一族』（『武庫川国文』一四・一五、一九七九）

この視点をさらに徹底的に押し進めたのが、山本博文『殉死の構造』（弘文堂・平成六年）だった。山本氏は『日帳』、すなわち細川忠利が死去した当時の寛永十八年（二六四二）の熊本藩政務日誌に注目し、

阿部弥一右衛門が他の殉死者同様に四月二十六日に殉死したと論証した。

この見解に従えば、『阿部一族』も、そのもとになった『阿部茶事談』もいずれも虚構だったことになる。阿部弥一右衛門が遅れて切腹し、そのことで非難を受けることはなかった。山本氏の手法は一次史料である同時代の史料を優先させ、後世の史料(二次史料)を排除するもので、正攻法そのものみにえた。『阿部茶事談』も『阿部一族』も排除して、妙解寺墓所と『日帳』のみを置いてみれば、両者はなんの不自然さもなく繋がる。一目瞭然。遺跡は以前から雄弁に真実を語っていた。積年の疑問が氷解した、とそのときは思った。

さて『日帳』(永青文庫・熊本大学図書館寄託)の記事とは以下である。

(四月) 廿六日

一、御供衆、達而被成御留との仰渡、御花畠二而、何も御揃て被仰渡候、

大塚喜兵衛、

原田十二郎、

本庄喜介、

太田小十郎、

内藤長七郎

野田喜兵衛

伊藤太左衛門

阿部弥一右衛門

小林理左衛門

宮永少左衛門

橋谷市藏、

井原十三郎

津崎五介

南郷与左衛門

四月廿七日
右田因幡

四月廿九日
寺本八左衛門

五月二日
宗像嘉兵衛

宗像吉太夫

六月十九日
田中意徳

ここに連記された人名は殉死者の名簿である。日付のない十四名は二十六日に切腹したのであり、そのグループに入っている阿部弥一右衛門もこの日に切腹している。『日帳』による限りは、彼は四月二十六日に他のものと同時に死んだことになる。

藤本氏や山本氏の研究は従来殉死のイメージを一変させた。鷗外が強調したのは殉死の許可制である。許可を得た十八人と、許可を得なかった弥一右衛門を対比する叙述によって、一族の悲劇を予想させた。しかし藤本氏のように許可は寵愛を受けた先君からではなく、新当主よりもらうものだった。

そしてそれはきわめて困難だった。忠利の死去後、殉死を志願する者は藩に文書で願いを提出する。それに対し新君主光尚の指示によつて、すべての者の願いは却下される。殉死者たちはしかたがなく、いづれも無許可で死んだのだった。阿部弥一右衛門ひとりが無許可だったわけではなく、みな主命に背いたのである。阿部権兵衛たち兄弟は、父弥一右衛門の死とはほとんど無関係に、光尚に従う新勢力との摩擦により対立し、滅びたのだった。

すると、もう一つの問題が発生する。殉死の面々は藩主、すなわち新当主光尚の許可を得ていない。彼らの行為は違法行為である。そうした面々が殉死者として墓まで建てられて顕彰されている。なぜなのか。

さてよく読んでみると、この『日帳』の記事は相当に難解である。まず二十六日の記事に二十七日以降の記事を含んでいる。山本氏の場合は『日帳』は基本的にその日に記されるという立場にたつから、二十七日以降の死者の名は追筆ということになる。一方藤本氏の場合は、この名簿自体が六月十九日以後になって書かれているとした。史料の性質が全くちがう。リアルタイム史料なのか、後日に書き直された史料なのかでは、情報の質が変わつてこよう。

山本氏のいうように最後に書かれた六月十九日の田中意徳の名は同筆ながらも墨が濃い。その前の五月二日の宗像兄弟は墨が薄い。しかし異筆ではない。『日帳』は四月二十六日の段階では、その日に死んだ者（日付の書かれない人物）を書き上げて、まだ二行の余白を残して紙面（半分）が終わっていた。二十六日段階では空白があつたはずだ。『日帳』はふつう料紙の冒頭か、または折られた冒頭からその日の記事が始まる。だから残る半分、製本後は見開きの始めになる箇所から、翌二十七日の記事が始まっ

ていても良さそうだが、そうはなっていない。するとこの部分は後に清書されたことも考えうるのではないか。墨色の濃淡についてもそこで一度墨を摺ったという程度とみれば良いのかもしれない。

わたしは藤本氏に近いイメージを持った。この日の記事は本文と名簿に直接の脈絡がない。文脈に従えば、日付のない十四名は御供（殉死）の願いを出していたもので、藩庁・御花畠に呼び出されたものたちと考えられる。しかしこう解釈すると、殉死願を出していたはずのもの、つまり二十七日以後に死ぬ五名や、殉死を断念した南畝小兵衛たちが網羅されていないなど、不都合な点が多い。だから本文の一行を受けて名簿が書かれたというよりは、両者は元来別次元で作成されたものだったが、後になって一日の記事に合成されたと見るべきであろう。本文はその日のことを記し、名簿は後日のことを記している。そこにギャップがあった。

家老がうちそろって殉死の禁止命令を通達したのに、ほぼ全員に近い十四名が、それをきかずにその日の内に死んでしまったというのは、かなりの異常事態である。新君主光尚の最初の指令であり、国元の年寄衆の威信がかかっていた。にもかかわらず誰一人制止をきかなかつた。家老たちは、殉死をとめられないと考えていたのだろうか。まさか「お許しは遂に得られなかつた。おまえたちは殿の御下国の日までに切腹せい」といったわけではあるまい。家老たちは真剣にとめようとしたと考えたいし、その「主命」をめぐるかなりの葛藤や混乱もあつたはずだ。それが本文記事と名簿の間のギャップになっているのではないか。二十六日の記事には当然想定されるさまざまな混乱が全く書かれていないのである。

一人ひとりに通達したのか、いつせいに申渡したのかはわからないが、殉死志願者は一堂に集められ

た。これは失敗だったろう。「御家老の言い分は昨日までとは違う」「江戸の指示をただ伝えただけ、ことなかれ主義だ」。命を捨ててまでの信念の崇高さと現実との落差。彼らは怒り、ひとり「自分は絶対死ぬ」と主張すれば、迷ったものもその意見に引きずられていった。後のものだが『綿考輯録』（土田将雄編・汲古書院刊）のような別系統の本によつても、日付のない十四名のうち原田十二郎、大塚喜兵衛、橋谷市蔵、野口喜兵衛、本庄喜助、南郷与左衛門、宮永少左衛門、伊藤太左衛門の八名が、四月二十六日に切腹していることが確認できる。このうち四名は『日帳』の記載の下に合点のある人物だ。

それにしても殉死の禁止を通過しながら、その後何らの手だてもせず放置していたとすると、あまりに無策ではないか。普通なら縁者や上司に当たるものを使って説得するだろうし、この場合もそうしたはずだ。処分を持ち出しての脅しもした。

『日帳』の追腹記事は、遅れて死んだ宗像兄弟にかかる五月二日記事までないから、その間に死んだものは一括して二十六日条に書かれたのだろう。しかし後世の史料では別の日に死んだとされる人物もいる。津崎五助（五介）については『綿考輯録』の編者は三月廿六日、また四月廿六日も、また「御中陰果の日」（五月七日）ともある三説を紹介して、後二者のいずれかだろうとしている。津崎は三月に殉死のことを申し出たが、留められたと『日帳』三月二十七日条にある。それ以来一ヶ月にわたつて説得され、この日を待っていた。さらに追腹が遅くなるなにかの理由があつたのだろうか。また『綿考輯録』は阿部弥一右衛門についても、津崎五助より「跡」だったとする説を紹介して、「月日のことか、何のことにや、不分明」と記している。こうした異説は単なる誤伝なのだろうか。『日帳』名簿の合点にどういふ意味があるのかはよくわからないが、合点のあるものの大半は二十六日の死が確認できる。

津崎にも阿部にも合点はない。

さて彼らは全員が許可なく死んだのだが、なぜか、いつのまにか許可を得て死んだことになった。例えば『綿考輯録』は新当主光尚による許可ではなく、先君忠利から直接許可を得たものたちとして、内藤長十郎元統、橋谷市蔵重次、宮永勝左衛門の名を挙げている。『綿考輯録』は宝暦二年（一七五二）に編纂が着手され、安永七年（二七七八）には草稿本が完成している。事実とは異なる所伝が早くも百年後にはできていて、細川家の家譜作成者たちもそうした立場をとった。『綿考輯録』は彼らについて「願之通殉死之面々」（三八六頁）といっている。願いは叶えられたわけではない。明らかに事実に反している。殉死は届出制ではなく、許可制だった。この表現からは編者たちも願いが許可されたと判断していたことがわかる。

彼らは藩命に従わなかった。鷗外の表現を借りれば、「拔駆」、「犬死」だった。不忠でもある。にもかかわらず殉死の墓碑が建てられ、藩主の墓所に合葬され、藩によって顕彰された。許可制を採り不許可としながら、黙認し追認し、くわえて顕彰した。殉死の許可制はどんな意味があったのだろうか。

『綿考輯録』に関連記事がある寺本八左衛門直次の場合は次のようにある。

「八左衛門は光利君（光尚）の御意に背いて追腹を切ったので、跡目の相続は仰せつけられないのが本のだが、それではあまりに不憫ということで、嫡子久太郎自身が拝領していた小姓としての三百石は召し上げ、親の分の千石を久太郎に与えられた。」

功罪相半ばという理屈らしい。黙認・追認ばかりのようにも思うが、一応許可制は建て前だけではなかった。

殉死者たちにもさまざまな葛藤があった。鷗外『阿部一族』も詳述する御鷹方の御犬引・津崎五助についてみよう。『綿考輯録』も『阿部茶事談』も、そして小説も記事内容に変わるところはない。五助は飼犬に対して「自分はこれから殉死するが、お前たちは野良犬になってしまふ。自分と一緒に死ぬか、それとも野良犬になるか。野良犬になるならこの握飯を食え、死ぬなら食うな。」といったところ、犬は食べなかった。それで犬も殉死のつもりかと感心して刺殺した。

狩猟用の犬は「御犬」と敬称をつけられた。五助も「御犬引」だった。ふだん世話をしていたとはいへ、訓練された優秀な犬は、五助の私物ではなかった。鷹衆が飼っていた鷹が殿様の物であり、鷹匠個人の私物ではなかったように。五助は犬引という職務として犬を飼っていた。組織で飼育しているのだから野良犬になるはずはない。五助は平常心を失っていたとしか思えない。しかしそれらはすべて美談に仕立てられている。五助は最後に「御鷹衆は御ざらぬか、御犬牽は只今参る也」と叫ぶ。「御犬牽きの俺は死ぬぞ」。興奮し冷静さを失っていた。その中で犬の刺殺だった。みたように五助は忠利の死を聞くや、まもなく殉死の願いを提出したが、思いとどまるよう説得されていた（『日帳』三月二十七日条）。一月半の説得で、次第に混乱・動揺が起きたのではないか。

津崎五助は「御鷹方御犬引」だった。五助は他の殉死者に比べて、格段に身分が低かった。鷹匠の一番大事な仕事は生き物である鷹を飼うこと、つまりえさを与えることである。鷹は生肉を食べた。肉を与える仕事は、当時では差別につながる。五助は鷹狩りでの犬、狩猟犬を飼っていた。優れた素質の特別な犬を飼育した。しかし犬引は犬追物にも登場する。犬追物の場合をみると、犬は単なる標的で、そうした場合の犬引は「河原の者」、すなわち賤視された人々の職掌だった。「御鷹方の犬引」とはいえ、

侍のなかでは低くみられていたのではないか。かれの立場は自ずと他の殉死者とは異なつただらう。

制止され続けて、五助は混乱した。『日帳』に従えば彼は四月二十六日に死んだことになる。けれどもこうしたことを考えると、『綿考輯録』にあつた「御中陰果の日」（五月七日）説、つまり彼の死が、他のものたちより遅れた、という一説もあながちには捨てられない。

忠利殉死の一件を記す記録には、潤色・美化と思われる部分がかかり多い。忠利愛用の鷹は葬儀のあつた四月二十八日から数日を経て、井戸に飛び込み死んだ。このことは『日帳』（五月二日条）にも記されている。偶然か人為かわからないが、鳥までが殉死したとして後世にも大きく取り上げられた。殉死した鳥の数も次第に増えていった。しかし鳥が自殺するはずはないだろう。『日帳』には作為がある。

殉死者たちの死は政治に利用された。妙解寺墓所は政治性そのものだ。妙解寺墓所沿革については、まず忠利の廟が造られた後、慶安二年（一六四九）、三年と続いて死んだ忠利夫人、光尚の二棟の廟が同じかたち、大きさと同時に造られたこと、忠利廟の基壇と屋根の出が不整合で忠利廟も二段階に互つて造られた可能性のあることがわかつている（熊本市『県指定重要文化財 細川家霊廟及び門保存修理工事報告書』〈昭和六三年〉）。殉死者たちの墓はいつ今のように整備されたのか。三つの廟を、異なるときに死んだ二代の殉死者たちが全体でとりまいている。その配置からすれば、光尚廟が造られた後ということになる。殉死者墓碑には忠利の殉死者については寛永十八年三月十七日の、光尚の殉死者については慶安二年十二月念六日と、それぞれ主君の命日が記されているに過ぎない。殉死者の碑は、忠利も光尚も同型で同じ大きさである。ただし違いもある。前者が忌日の下段に殉死者の氏名を記すのに対し、後者は忌日の下に殉死者の法名を、裏面に俗名を記す（熊本市『熊本市中央区南地区文化財調査報告書』〈昭和五〇〜五一年

度)。寛永十八年（二六四二）の忠利死後に忠利殉死者の碑が作られ、光尚死後に従前のものと同型で、光尚殉死者の碑が建てられた。光尚の死後、つまり慶安二年以降に全体の墓碑が作られたとも考えにくいから、そのおりに再整理されたのかもしれない。

殉死者の墓碑の大きさは生前の身分には関係なく平等である。それでも配列には身分差が明瞭だ。前面の忠利廟入口に一番近い位置に、つまり忠利墓からみて正面左手のま近に、石高の高かった寺本八左衛門（千石）の碑が、続いてその左横に百石クラスの人物が二人、そして阿部弥一右衛門（千百石）と配置される。忠利墓からみた前面右手には五百石の大塚喜兵衛、続いてその右横に二百石から百石の人物が配置される。そして左側面には百石から二百石のものが一部前の方に入り、手前（後方）には切米取がずらりと並ぶ。これらのうち阿部弥一右衛門墓碑のみ、石高に比して例外的に低い位置にあるのは、もちろん阿部騒動の影響であろう。本来ならば、筆頭である寺本か、大塚の位置に配置されたはずだが、序列七番ほどの降格で、かろうじて前面列の末席にとどまった。それ以外はおおむね生前の身分秩序に従った配列だった。

なお光尚殉死者たちの墓碑の方は、光尚廟に近い方、すなわち墓地の正面からみて奥側が、石高七百石と高い人物になっている。忠利殉死者が廟（実際には忠利室の廟）に近い方が軽輩であったのとは逆である。

忠利廟の後ろには「鶴の碑」（座鶴碑）というものがある。忠利に殉死したという鷹、鶴（後二者は鷹が死んだという話のバリエーションであろう）の供養碑で、銘文によつて忠利二十七回忌の寛文七年（二六六七）三月十七日に建てられ、それが磨耗したため、百回忌に当たる元文五年（二七四〇）三月十七日（杪

春十有七鳥）にその要旨が側面に再刻されたことがわかる。寛文七年には今のかたちに近い墓所になっていた。

この墓所にはふだん人が入ることはなかったが、ときおりの藩祖法要の際には、扉が開かれ、家臣一同が入った。彼らは御廟に目を見張ると同時に、周囲の殉死した家臣たちの整然たる墓碑に目をやり、またある人は動物の墓にも目を向け、熊本城主としての細川家初代・忠利がいかに名君で家臣に慕われたかを、その都度認識することになった。殉死に関わるエピソード・説話ばかりではなく、遺跡であるこの墓所にも、政治に彩られた虚実があった。

遺跡も作意の産物だった。我々には沈黙史料としての遺跡から、その主張を読みとる力が必要だ。鷗外もまたこの墓所をみている。小説のなかにも「上（かみ）では弥一右衛門の遺骸を霊屋の側に葬ることを許したのであるから」、「故殿様のお許を得ずに切腹しても、殉死者の列に加えられ（た）」と述べたり、語らせたりしている。しかし殉死の許可を得たものと得なかったものの対比を強調し、その較差を小説の骨格にしていた鷗外は、殉死者たちの平等性を読みとろうとはしなかった。古川哲史『殉死―悲劇の遺蹟』（昭和四十二年、人物往来社刊）や森田誠一『熊本県の歴史』（山川出版社、昭和四十七年）など多くの研究者がこの遺跡を見学し、論じているが、鷗外が意識せずして作りあげた「虚構」の発見までには到らなかった。

妙解寺の墓所は史実の反映を示しているようにみえていながら、実は十数年を過ぎた後の、細川藩政治思想の反映だった。それは忠利らが死去したときの状況を示してはいない。殉死者墓といっても後世の顕彰碑にすぎず、彼ら自身は切腹をした寺や檀那寺に葬られた。遺骸が妙解寺にあるかのように、鷗

外はいうが、そうではない。

真実だが観点を交えれば虚像でもある。虚も実も裏表で、みるものの見方次第だ。

殉死の許可は旧主からもらうものではなかったが、いつのまにか旧主の許可を得て殉死したとする考え方が定着した。制度的には新当主から許しを得る決まりであったが、実際には殉死者は先君のために死ぬのである。先君忠利はこれを許可しない方針で臨んでいたが、近習たちはしきりに許可を得ようと嘆願した。忠利の臨終の日、意識のない主君に大声で叫び、声の大きさにわずかに反応した動作を、許可を得たものと解釈し、そう主張した近習もいた。殉死を願った者の中では一番先に許しを得たと主張したのもいた。殉死者たちのすべてではないが、一部は先君から許可を得ていたと認識していた。本当に忠利が許可していたのかどうかは別だが、まわりもその主張を追認し、新君の不許可に優先すると考えた。制度的にはありえなかったことが、いつしか事実として定着するのは、殉死を美化し、支持する考えもあつたからだろう。

かくして虚実はあざなえる縄の如きものではないか、という思いにいたる。

弥一右衛門の切腹は、まったく何もなままその日のうちに行われたのか。弥一右衛門は殉死者たちの中ではもつとも石高も高く、どちらかといえば殉死をとめる側にまわらねばならなかった。新君の指令を聞き、さまざま働きかけを受けて、一旦は殉死を思いとどまろうとしていた、としても不思議はないが、『日帳』にそうした記事はない。

『綿考輯録』は細川家の家譜である。そこには鷗外も引用した「瓢箪に油をぬりて切よかし」（滑りやすい瓢箪にさらに油まで塗って切つたらよい）という悪意に満ちた、からかいの言葉まで記録されている。全

くのでたらめな作り話を家譜編纂者たちは採録していったのだろうか。なにがしかの事実の反映ではないのか。『阿部茶事談』の素材になりそうな話は全く何もなかったのか。

同時代に書かれた『日帳』は一次史料のほずであり、歴史史料としては百年後に書かれた二次史料に優先する。しかしながら『日帳』四月二十六日条の簡潔な本文と、そして続く名簿には、少なからぬ違和感・ギャップがあつた。『日帳』は藩の公務日誌であるが、後に書き換えられた公算もあるし、作爲もある。公的なものであるが故の制約はある。多くの日記にしばしばみられるように、簡単な記事の時の方が、うらには大変な状況がある。

いったんは鷗外の歴史像を否定したものの、ふたたびそこに戻ってきたような気がする。『日帳』への違和感は当面消えない。